

雇用保険法改正案が成立

本日(3/27)参議院本会議において「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が全会一致で可決、成立しました。同法は、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を進めるものであり、衆議院での協議により施行日を4月1日から3月31日に前倒しする形で修正されています。いわゆる「2009年問題」等を踏まえ、より多くの失業者の救済を図るものとなっています。

非正規労働者への適用改善

改正法の主な内容は、雇止めなど労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者の扱いを解雇等の離職者と同様とし、受給資格要件である被保険者期間の緩和や給付日数の充実を行うこと、再就職が困難な場合には給付日数を60日分延長すること等となっています。

あわせて採決された附帯決議には、求職中の者の生活支援を含めた雇用対策の早期実施、

すべての労働者に対して雇用保険の適用を目指し、適用基準の更なる緩和、保険料率に関する国庫負担率を本則1/4に戻すこと、いわゆるマルチジョブホルダーについての制度適用、最低保障の在り方等、について検討する

ことが盛り込まれています。

連合は「一歩前進」と評価

連合は事務局長談話を発表し、「非正規労働者にとって雇用保険制度がセーフティネットとして十分に機能していない、また長期失業者の問題も無視できない状況にあるとの認識の下、昨年秋より審議会への対応に加え、政府や日本経団連等への働きかけを通じて法改正に積極的に関与してきた。こうした取り組みの内容が、今回の法改正や附帯決議に盛り込まれたことは、連合が目指す労働を中心とした福祉型社会の構築に向けた前進である」と一定の評価を示しています。

また今後の対応として、「現下の雇用失業情勢は依然として底が見えず、セーフティネットの更なる充実が求められている」として、附帯決議に盛り込まれた内容の確実な実現に向けて、引き続き政府への働きかけを強め、雇用保険と生活保護の間を埋める新たなセーフティネット「就労・生活支援給付」の創設を図るとともに、「180万人雇用創出プラン」の実現を目指し、すべての働く者が安心できる社会の実現を着実に進めていく、と述べています。

改正案の概要

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化
労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、
 - ・ 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12ヶ月 6ヶ月(解雇等の離職者と同様の扱い)
 - ・ 給付日数を解雇等による離職者並に充実(3年間の暫定)雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6ヶ月以上雇用見込み」に緩和し、適用拡大
2. 再就職が困難な場合の支援の強化
 - ・ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(3年間暫定)
3. 安定した再就職へのインセンティブ強化(3年間の暫定)
 - ・ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率引上げ(30% 40or50%)
 - ・ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30% 40%)
4. 育児休業給付の見直し
 - ・ 平成22年3月末まで給付率引上げの暫定措置(40% 50%)を当分の間延長
 - ・ 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給
5. 雇用保険料率の引下げ
 - ・ 失業等給付に係る雇用保険料率を平成21年度に限り、0.4%引下げ(1.2% 0.8%)